

第 8 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 1 0 月 4 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 0 月 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|---------|---------|-------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 第 90号議案 | 平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 91号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 92号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 93号議案 | 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 94号議案 | 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 95号議案 | 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 96号議案 | 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 97号議案 | 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 98号議案 | 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 99号議案 | 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認 |

定について

第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 2 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復
元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択
の要請について

日程第 3 発議第 2号 新病院の整備等に関する調査特別委員会の設置につい
て

日程第 4 所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 第 90号議案 平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定につい
て

第 91号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第 92号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について

第 93号議案 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

第 94号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

第 95号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

第 96号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

第 97号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第 98号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

第 99号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 2 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復
元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択
の要請について

日程第 3 発議第 2号 新病院の整備等に関する調査特別委員会の設置につい
て

日程第 4 所管事務等調査について

追加日程第1 発議第1号 教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の
1復元をはかるための令和2年度政府予算に係る意見
書について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 山 下 由 美 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 2 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議員	1 4 番 実 友 勉 議員
1 5 番 林 克 治 議員	1 6 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 宮 崎 一 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元晶三君	副	市	長	中村司君
教	育	長	西岡章寿君	参事兼総合病院事務部長	隅岡繁宏君	
企	画	総務部長	坂根雅彦君	まちづくり推進部長	津村裕二君	
市	民	生活部長	平瀬忠信君	健康福祉部長	世良智君	
産	業	部	長	名畑浩一君	建設部長	富田健次君
一	宮	市民局長	上長正典君	波賀市民局長	坂口知巳君	
千	種	市民局長	福山敏彦君	会計管理者	田中祥一君	
教	育	委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君	

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第90号議案～第100号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第100号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての11議案を一括議題といたします。

本11議案は、去る9月12日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 第87回宍粟市議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました平成30年度各会計の歳入歳出決算に係る第90号議案から第100号議案までの11議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

予算決算常任委員会審査日は令和元年10月1日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員全員であります。

小委員会である決算委員会は、審査日、令和元年9月17日、18日、19日、20日の4日間で、審査場所は宍粟市議場、出席委員会は田中一郎委員長ほか7名であります。なお、欠席委員は報告書に記載のとおりであります。

説明員は各部局長以下関係職員で、審査資料は平成30年度宍粟市各会計決算書等報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

審査の経過及び結果ですが、令和元年9月2日の定例会において上程があり、9月12日に予算決算常任委員会に付託された第90号議案から第100号議案までの平成30年度決算認定に係る11議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、8人の

委員で構成する小委員会である決算委員会の詳細審査することに決定しました。

決算委員会は、同日に決算審査に係る調査、準備を進めるために設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。詳細審査は9月17日から20日までの4日間で行い、平成30年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求めるとともに各部局2から3事業を抽出し、事務事業評価を行いました。

その後、10月1日に予算決算常任委員会を招集し、決算委員会の審査報告を受け、企画総務部、一般会計決算の状況と財政指標、まちづくり推進部、地域生活交通対策事業について質疑がありました。

自由討議は、第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関しまして、幼保一元化推進計画の中で、耐震診断がなされていないことについて。

次に、第99号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに関しまして、病床数205床から199床への減少の是非について意見がありました。

予算決算常任委員会としての採決の結果は次のとおりです。

まず、第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第91号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第92号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第93号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第94号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第95号議案、平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第96号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第97号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第98号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第99号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第100号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりとなりますが、長文となりますので、主に質疑のあった事業名のみ報告をさせていただき、予算決算常任委員会の意見を添えて報告にかえさせていただきます。

まず、企画総務部・選挙管理委員会については、一般会計決算の状況と財政指標、広報広聴事業、しーたん通信・しそうチャンネル運営事業、ウッドスタート・木育推進事業、職員研修事業、職員数と時間外についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、市の主な財政指標である実質公債費比率・将来負担比率ともよくなっている。市債残高も平成30年度の1年間で約13億円の減となっている。今後、市民への行政サービスの低下を招くことなく、事務事業のさらなる見直しや、補助費等や物件費を含めた経常的経費の削減を図り、将来を見据えた財政運営に努められたい。

広報誌「広報しそう」に関しては、なお一層の住民視点の記事づくりに努めてほしい。しそうチャンネルの加入率向上については、見たい番組づくりの工夫、何が足りていないのかを再度検証する必要があると考える。

職員研修のさらなる充実を進められたい。働き方改革関連法改正による時間外勤務の上限設定もあり、今後、思い切った業務改善などの改革も進め、働きやすい職場環境の形成に努められたいというものです。

次に、まちづくり推進部については、地域生活交通対策事業、協働のまちづくり推進事業、音水湖カヌー競技場施設整備事業、宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、地域生活交通対策事業については、利用の少ない市内完結路線については、オンデマンドの研究など、代替手段の検討も進め、持続可能な事業体系となるよう努力されたい。

協働のまちづくり推進事業については、市全体のまちづくりに影響する重要な事業であるため、洗い出した地域課題の解決に努める団体に対し、人材面・財源面における適切な支援を進められたい。

音水湖カヌー競技場施設整備事業については、施設環境の維持に努め、地域活性化に寄与する事業展開をされたい。

宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業については、引き続き女性の社会参画に向けての取り組みを強化されたいというものです。

次に、市民生活部については、国民健康保険事業、滞納税徴収事業、再生可能エネルギー利用促進事業、ごみ収集運搬事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、国民健康保険事業では、宍粟市は一人当たりの保険料が県でも上位となっており、さらなる医療費適正化の推進に向けた取り組みを強化すべきである。また、保険料の滞納理由には生活困窮や多重債務などさまざまな事情があるため、関係部署と連携しつつ相談者個々に寄り添うようにされたい。

再生可能エネルギー利用促進事業では、ペレット・薪ストーブの普及台数をもって成果とするだけでなく、宍粟市の森林資源の利活用こそが地域環境の向上・資源の地域循環への貢献となることを市民に理解してもらうよう努められたい。

ごみ収集運搬事業では、委託料の削減に向け、入札に係る設計のさらなる見直しをされたいというものです。

次に、健康福祉部については、高齢者通いの場づくり支援事業、子育てアプリ導入事業、外出支援サービス事業、手話施策推進事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、高齢者通いの場づくり支援事業においては、通いの場が地域包括ケアシステム構築における生活支援サービスを担う重要な位置づけとみなされており、高齢者や自治会、関係者の意見を聞き、より一層の充実を図られたい。

子育てアプリ導入事業については、保護者から大変便利になったという声が上がっているため、導入率の向上のために努められたい。

外出支援サービス事業については、人工透析、利用申立者へのサービスのあり方の検討、補助金制度の抜本的な見直しなどにより、高齢者・障がい者への持続可能な外出支援となるような制度設計に努められたい。

手話施策推進事業については、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方の自立と社会参加がより一層進むように努力を続けられたいというものです。

次に、産業部・農業委員会事務局については、ジビエ倍增モデル事業、多面的機能支払交付金事業、森林管理推進事業、無料職業紹介事業、発酵のまちづくり推進事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、多面的機能支払交付金事業については、地域との協議を踏まえ、組織の広域化も含め事業推進を図られたい。

森林管理推進事業など森林整備事業については、「森林から創まる地域創生」を推進する上で、生産性の向上や森林が有する公益機能を高めるため、総合的・計画的な事業展開を図られたい。

発酵のまちづくり推進事業については、交流人口の増加等の事業目的達成のため、具体的実践目標を定め、戦略的な取り組みを図られたいというものです。

次に、建設部については、道路新設改良事業、都市計画道路事業、橋梁長寿命化事業、最上山公園等整備事業、公共下水道施設長寿命化事業、上水道水源確保対策事業、上水道事業などの審査報告がありました

総合的な意見としては、社会基盤整備の根幹である道路改良について、地域格差を埋める道路整備を求める。また、優先順位評価基準は、整備の優先順位を決める第1次評価と、実施に向けた優先順位を決める第2次評価への見直しをされたい。

都市計画道路、都市公園、上水道事業の推進について、市民への周知と市民意見を十分に反映するよう求める。

上下水道については、料金の低廉化に向けてさらなる経費の削減と計画的な施設改修を求める。特に、水道事業は、人口減少や節水等による料金収入の減少と施設の老朽化などに伴う建設改良費の増加により、今後とも厳しい経営が予測されることから、経常経費の削減はもとより、給水収益の向上に向けた経営戦略の策定を求めるとともに、水道利用者への理解と協力を求められたいというものです。

次に、教育部については、いじめ対策について、幼保一元化推進事業、あずかり保育・学童保育事業、生涯学習講座等事業、第3子以降給食費助成事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、いじめの早期発見・早期対応を目指し、組織的な取り組みを一層強化されたい。

幼保一元化推進事業については、老朽化が進行している幼稚園もあることから、山崎地区の推進計画を早急に示されたい。

あずかり保育・学童保育事業については、保護者が安心できる体制を整え、公平性を示されたい。

生涯学習講座等事業に関しては、生涯学び続けることの楽しみを感じられる内容になるよう努められたい。

第3子以降給食費助成事業については、全ての世帯が納得いく制度設計を十分に図られたいというものです。

次に、総合病院については、病院事業特別会計、病院事業収益事業、医療機器整

備事業、修学資金事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、医師・看護師等従事者の確保がこれからの課題であると考えます。医師、看護師を志す学生等への修学資金制度での貸与や院内託児所、看護師寮制度を利用し、引き続き人材確保に努められたい。

機器整備においては、地域医療のニーズを的確に把握し、計画的な整備事業が行えるよう努力を続けていただきたいと思います。

今後に向けて、新病院への取り組み、現病院の老朽化対策や医療改革を見据えた公営企業経営戦略の策定など、中長期的計画を持つことが重要であり、健全かつ持続可能な病院経営のための経営改革に努力されたいというものです。

次に、会計課については、基金運用についての審査報告がありました。

次に、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局については、議会広報広聴事業についての審査報告がありました。

最後に、決算に係る重要施策の評価、次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査は終了しました。

以上で報告を終了します。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第90号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

宍粟市においては、平成30年7月豪雨において、甚大な被害が発生し、災害復旧への取り組みが進められてきました。迅速な災害復旧や災害から人の命を守るための事前の対策は宍粟市の責務であります。そのような中ではありましたが、平成32年度人口3万7,000人を堅持するという目標を達成するため、市全体として知恵を

結集し、対策を講じていく。人口減少に歯どめをかけることも大きな目標として挙げられていました。

人口減少に歯どめをかけるというのであれば、子育て世代から高齢者まで、どの世代にとっても暮らしやすい宍粟市をつくる必要がありますが、平成30年度において、それが実現できたのでしょうか。

まず、子育て応援施策では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とし、第3子以降の生徒児童の給食費が無料になりましたが、3人以上の子どもがいる多子世帯でも対象とならないケースがあり、矛盾を残したままとなりました。小学生月額3,800円、中学生月額4,100円などの給食費の負担は家計にとっても大きく、食育推進の観点から、また格差是正、子どもたちの情緒面の安定のためにも全ての子どもの給食費を無料にするべきであります。

次に、行財政改革の一環として民間でできるものは民間でという視点を持つ、平成21年（2009）8月に作成されました宍粟市幼保一元化推進計画の方向性により、耐震診断を実施していない幼稚園が休園中の幼稚園を除いて三つの幼稚園、保育所においては令和2年度に公立こども園になるための廃所予定の1保育所を除いて二つの保育所、合計合わせて五つの幼稚園と保育所が耐震診断を実施していません。耐震診断をしていない幼稚園の中には、昭和34年（1959）建設の木造建築の幼稚園もあります。この幼稚園においても多くの子どもたちが幼児教育を受け、あずかり保育でも子どもたちが通っています。

市長は、常にいつ、どこでどのような災害が起こっても不思議ではない状況下であると言われているではありませんか。地震などの災害から子どもたちの命を守るべきです。子どもを産み育てる私たちは、いつも子どもたちの命を見つめて生活しています。生きる権利、守られる権利など、子どもの人権問題として捉え、平成30年度に臨時会を開き、補正予算を立て、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事等を行うべきでありました。

また、平成30年度の12月に突然公立宍粟総合病院の建て替えを見据えての用地を確保するという話が出てきました。翌月の1月に急遽臨時会が開かれ、東亜林業工場跡地を約6億7,000万円もの公費を使い購入しましたが、この土地の購入においては、当初から土地所有者の方が選定した不動産業者に仲介だけではなく、代理人としてお願いしていると言いながら、その不動産業者名は民間同士の話し合いだからと明らかにされず、経過などの説明もなく、新病院についてもこれから考えていく方向の説明が繰り返され、市民の皆さんに十分な説明をすることもできないまま、

約6億7,000万円もの公費が使われました。これだけのお金があるのなら、すぐに耐震診断、そして耐震補強工事を行い、子どもたちの生きる権利、守られる権利を保障できたのではないのでしょうか。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳入は、普通交付税の一本算定による減収や市民税、固定資産税の減収が見られますが、一方で、歳出は令和元年度への繰越額を除いた実質の予算額に対する執行割合は96.5%であり、おおむね適正な執行率であります。

平成30年7月豪雨災害などにより、公債費は増額しておりますが、積極的な繰上償還により市債の減額にも努められています。市債残高は平成30年度の1年間で約13億円の減となっております。

市の主な財政指標である実質公債費比率は11.5%で、将来負担比率が102.6%と、ともによくなっています。経常収支比率が前年より0.8%上昇し、92%となっておりますが、令和3年度まで普通交付税が縮減していくため、経常経費のさらなる削減に努めていただくことは申し添えさせていただきます。

今後におきましても、市民への行政サービスの低下を招くことなく、市民の声に耳を傾け、宍粟市は安全安心で住みよいところであり、宍粟市に住んでいてよかったと市民住民に感じていただけるよう、引き続き責任ある予算執行で事業を推し進め将来を見据えた財政運営に努めていただくことを申し合わせ添え、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成30年度の財政状況は、主な財政指標のうち、実質公債費比率と将来負担比率で改善が見られたとの説明でございます。先ほどの討論もそういう立場でございました。しかし、標準財政規模は年々下がっており、経常収支比率は92.0と前年度比0.8%上昇しています。この数値は臨時財政対策債など借入収入を含めて算出をし

ているため、借入収入を見込まない経常一般財源をベースに計算をし直しますと、より高い数値となります。弾力性を欠く硬直化した財政状況と言えます。

将来負担比率も依然高い数値に変わりありません。平成30年度では借金返済を上回る市債発行を行った結果、住民一人当たり負債額は2万円ふえています。全会計での住民一人当たり負債額も昨年並みでございます。地方債残高比率は年々上昇しており、財政の健全化が進んでいるとは言えない状況だと思います。

平成30年度は、歳入の確保と歳出の抑制の双方の面から積極的に取り組み、持続可能な健全財政への取り組みを推進するということでしたが、自主財源である市税収入において約1億3,400万円の減少、歳出では市民協働センターの建設や認定こども園の整備、新病院建設用地の取得など、投資的経費の増加が続いています。

人口減少、少子高齢化で地域経済が縮小傾向にある中で、地域資源の活用や地域経済循環率を高める施策展開の不十分さ、限られた予算の中でストックマネジメント手法による投資的経費の抑制などの不十分さ、とても歳入の確保と歳出の抑制の双方の面から積極的な取り組みを行った、そういう成果が見られなかったと思います。

また、継続事業全般の見直し、補助費等や物件費などに関する事業の検証も十分に行われているとは感じられませんでした。

次に、個別の施策についてですが、まず最初は、新病院建設用地の取得の問題です。地域振興基金の取り崩し、基金運用収入合わせて6.6億円が用地取得費に充当されました。どのような病院が必要なのか、規模は、場所は、資金計画はなど、新病院建設の事業計画も定まっていない中で、用地取得のみが先行されました。その後においても、この用地取得の必要性、妥当性などについて市民に説明が行われていないということは、市の説明責任を果たしていないというふうに言えます。新病院建設用地取得に関することについては、自治基本条例の趣旨にも反するものと考えます。

2点目は、地域公共交通と外出支援サービスについてです。

地域公共交通は、市外連絡路線と市内の完結路線の運行経費約2億500万円に対しまして、その70%の補助金を支出して運営をしています。市の政策推進型補助金というふうに思いますが、公益性・公平性が確保されているのか。毎年精査する必要があると思います。現状が地域に合った移動の仕組みなのか、持続可能な公共交通として維持できるのか。市が運営の主体として十分な検討をすべきであると思

ます。

また、外出支援サービス委託料も年々増加しておりますが、検討・検証が十分に進んでいないと言えます。

3点目は、資源物コンテナ回収などの収集経費の問題です。

平成30年度から始まりました資源物コンテナ回収事業は、新たなステーションの設置費用として多額の費用を投資いたしました。ステーションの集約化により、収集運搬経費の削減効果が生まれることから、初期投資は数年で回収できるとの当局説明でありました。しかし、平成30年度からの収集運搬経費は削減どころか、増加に転じております。

そのような中であって、経費削減の取り組みではなく、ごみ収集経費の増加につながるごみ収集回収の増加の実証実験の取り組みを行いました。これは、一般廃棄物処理基本計画の内容、あるいは常任委員会の議論を踏まえていない事業展開であり、ごみ減量化の努力が報われないものであります。税金の使い方として問題があると言えます。

4点目は、産業振興と地域循環施策についてです。

産業立地促進条例に基づいて市内企業などに対しまして助成金と課税免除の優遇措置を行っています。これに対しては、毎年指摘をさせていただいておりますが、一体どれだけの経済効果や市内への波及効果をもたらしているのか。その説明がありません。この説明を十分にする必要があると考えます。

平成30年度の決算額は、1億2,000万円の助成金と約3,300円(?)の課税免除を行っておりますが、これはそれまでに認定した企業分に対してでありまして、平成30年度の新規の認定実績はゼロであります。2013年の宍粟市の地域経済循環率は66.1%と自立度が低い状況にあります。外部に所得が流出し、市内の家計や企業での所得増加につながっていない可能性が高いのであります。この条例の効果がどれだけ発揮されているのか、自主財源の確保につながっているのかなど、その検証なくして助成や課税免除の措置に対する説明責任は果たせていないと思います。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

決算委員会において、議会が議決した予算について、事業目的、事業内容、数値

目標の対比、事業の成果、評価などを重点に審査をいたしました。

その結果、財政運営全般において、歳入においては交付税や少子高齢化による歳入の減収、歳出においては音水湖カヌー競技場の整備や親病院建設用地の取得費、認定こども園2園の整備、また、平成30年7月豪雨の災害復旧費など、増額要因などがある中で、実施公債費比率が11.5%と前年度比1.9ポイントの改善が見られること、将来負担比率は102.6%と前年度比8.5ポイントの改善が見られ、健全な財政運営と判断できます。

また、予算執行状況は地域創生総合戦略アクションプランにおける子育てや教育・雇用環境の整備、定住・交流促進事業など、各種施策が展開できたものと考えられます。

平成30年度一般会計予算は、おおむね適正に執行されたものと認められます。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、第91号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第91号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

平成30年度より兵庫県が国保の保険者となり、宍粟市の国保行政を統括監督する仕組みが始まりました。国保に加入している市民の保険税負担はモデルケースを見ると増額になる世帯が多く、一般会計からの法定外の繰り入れを行い、保険税の負担軽減を行うべきであります。行われてはおりません。

また、宍粟市では、保険税の滞納による預貯金の差し押さえなどが行われております。その上、平成30年度3月時点において短期証が263世帯、資格証が1世帯に発行されていますが、直ちに中止し、市民が安心して医療を受ける権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘し反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 第91号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成30年度歳入決算額45億3,783万9,000円、歳出決算額44億4,346万7,000円、歳入歳出差引額は9,437万2,000円となっています。

平成30年度から兵庫県が国民健康保険事業の財政運営の主体となったことから、これまで宍粟市に直接交付されていた公費などが県への一括交付となり、保険税、いわゆる保険料への影響、負担が懸念をされました。しかし、県支出金収入がそれを上回ったことなどから、現時点では適切妥当な決算状況にあると考えます。

また、事業の実施状況では、保険税収入率の向上に努められており、収入未済額は前年度に比べ約2,300万円減少しています。さらに、適正化のためのレセプト点検、第三者行為の抽出など、事業運営への努力が伺えます。

しかし、医療費は今後も増加が予想されますことから、データヘルス計画に基づく保健指導率の向上や健康づくりの取り組みによる医療費の削減、保険税の増加抑制に努めていただき、国民健康保険制度の安定的な運営が図られますことを求めて賛成討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、第92号議案について討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

「（異議なし）の声あり」

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

次に、第93号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第93号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。

平成30年度は軽減措置の縮小により保険料が上がり、高い介護保険料と合わせて年金から天引きされるので、高齢者の生活はますます苦しくなっています。宍粟市

では、平成30年度3月時点において、短期証が10人に発行されていますが、直ちに中止し、高齢者が安心して医療を受ける権利を守るべきです。

また、国の制度とはいえ、市長として少なくとも以前の老人保健制度に戻すよう、国に求めるべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、榎橋美恵子議員。

○3番（榎橋美恵子君） 第93号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上を対象とする医療保険制度です。この制度は、元気世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために、平成20年4月から始まった医療保険制度です。現役世代が高齢者を支えることで国民皆保険を引き継いでいく支え合いの仕組みであります。国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。兵庫県内の全ての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合が保険料の決定や医療の給付を行います。

宍粟市が行うのは、被保険者証の交付と窓口業務や保険料の徴収業務です。所得の低い方への軽減もあり、困窮世帯における保険料の滞納については、3カ月、6カ月の短期証も交付する配慮も行っています。

このように適切に業務を遂行しているとして、第93号議案は賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、第94号議案について、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第94号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

平成30年度決算においては、介護サービスの給付費に多額の不用額が出ています。その説明として利用の実績が利用の見込みより少なかったとのことでありますが、その原因は何なのか十分に調査をし、改善する必要があることを最初に指摘してお

きたいと思います。

平成30年度から3年間の介護保険事業計画が立てられましたが、残念ながら国の法律に基づいて介護保険サービス給付費削減のための自立支援重度化防止が強調されていて、介護が必要になってもその人に必要なその人らしく生きていくためのサービスの充実という、高齢者の尊厳と権利を守るための介護保険の運営、介護保障の立場が抜け落ちております。宍粟市の介護の現状に合った本当に利用したいサービスの充実が図られているとは言えないのではないかと。

その上、介護保険料の基準月額が5,900円から6,700円と800円も値上がりしています。高過ぎる介護保険料も大きな負担となっており、介護保険料を何とか支払っても、サービスを利用するには所得によって1割から3割のサービス利用料がかかるので、その人らしく生きていくための使いたいサービスが利用できているとは言えない状況なのではないかと。介護サービスを利用したいが、利用料が払える範囲でしか利用できていないのではないかと。高過ぎる介護保険料は一般会計からの法定外繰り入れを行い、引き下げるべきなのではないかと。

また、平成30年度は介護保険料の滞納により、給付制限を受けておられる人が5人おられますが、直ちに中止し、安心して介護を受けることができる権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第94号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らしの世帯の増加を受け、認知証などにより介護を必要とする方がふえている現状で、この介護保険事業は介護をする家庭の負担を軽減するために、なくてはならない保険制度です。

この事業は、国・県・市からの繰り入れ等と保険料で運営し、介護の必要な方の大きな力になっています。運営においては、介護予防に力を入れ、介護サービス費の抑制を図っていただいておりますので、適切と判断いたします。

今後において、介護保険料の市民負担軽減に努めることに配慮し、進めていただけますよう申し添え、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 第94号議案、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成30年度決算額は、前年度比較において歳入で約1億7,000万円の増加、そのうち介護保険料の増加が1億3,500万円を占めています。歳出では、同じく前年度比で約1億9,000万円増加、そのうち介護給付費と地域支援事業費を合わせ約1億3,600万円増加しています。

結果として、介護給付費が増加した部分は65歳以上の第1号被保険者が負担を負ったに等しい内容となっています。

平成30年度から3カ年の事業運営を定めます宍粟市の第7期介護保険事業計画は、65歳以上が支払う保険料の基準月額が6,700円です。全国平均の5,869円、兵庫県平均の5,895円に比べると相当に高く、重い負担となっています。平成30年度介護保険料収入率が97.9%にとどまっておられ、第7期事業計画で予定保険料収入率99%と定めましたが、それを下回っていることから、介護保険料の負担が高齢者の生活を圧迫している要因のあらわれではないかというふうに思います。

介護保険給付について、総費用における提供サービスの内訳を見ますと、国の実態調査が示しております居宅介護サービスの割合が44%、地域密着型介護サービスが約17%、施設介護サービスが34%と、施設介護より在宅介護の割合が高くなっているのに対しまして、宍粟市の割合は居宅が34%、地域密着型が15%、施設介護42%と施設介護の割合が高いままとなっています。

在宅サービスの訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなどの給付費が減額となっていることも含め、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができる体制づくり、つまりは地域包括ケアシステムへの展開に疑問を感じるころであります。

さらに、介護予防、日常生活総合事業が始まりましたが、この事業により多様な担い手による新しいサービスの提供を開始したとありますが、地域活動訪問サービスや社会的孤立を防ぐ居場所づくりなど、そういうものへの新たな担い手の確保は取り組みが十分成果があらわれていないと思います。

介護ニーズが増加する中、介護を社会全体で支え合う制度としても、給付と保険料負担のバランスを考えていく必要があります。平成30年度介護保険事業では、在宅サービスと施設サービスのバランス、居宅や地域密着サービスへの移行、新たな担い手の確保など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて、十分

な成果があるというふうには思いません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。第94号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険事業の収支の状況ですが、歳入47億4,291万8,000円、歳出47億567万円、歳入歳出の差額が3,724万8,000円あります。高齢化率の高い、そして高齢者世帯が増加している宍粟市において、多様化するサービスと増加傾向にある介護保険事業に対しておおむね平成30年度予算どおりの執行であったこと、また、安定的に運営されたと認め、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、第95号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

次に、第96号議案から第100号議案についての討論を行います。

第99号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第99号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

平成30年度は公立宍粟総合病院の病床数を205床から199床に減少させています。しかし、ここに至るまでに市民に対し説明を重ね、理解を得られたのかという疑問が残ったままです。平成30年度の1月には、総合病院の建て替えを見据えて現在の総合病院の約4倍の敷地を購入しています。病床数を減少させているのに、なぜ4倍もの敷地が必要なのか、市民に対して説明ができなくなりました。

市民の願いは命の危機にさらされそうになったとき、すぐに良質の医療が受けら

れ、回復するまで安心して療養が受けられ、元気に生きていけることです。しかし、市民からは利益が優先され、一人一人の患者が大切にされているようには思えないという声や、これまで長年にわたってボランティアを行うだけではなく、市民の、私たちの病院であるのでさまざまな協力を行って病院を守り続けてきた。しかし、今、市民不在で政策が進んでいるとしか思えないとの声も聞いております。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、榎橋美恵子議員。

○3番（榎橋美恵子君） 第99号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度宍粟市病院事業において、収益的収支においては外来患者数の増加により、病院事業収益で36億9,590万3,000円となり、前年度と比較して2,433万4,000円の増加、これに対し病院事業費用は前年度と比較して2,958万9,000円の増加、この結果、医業損失3億4,875万3,000円、医業外利益2億274万4,000円、当年度純損失は1億4,600万9,000円となりました。

主たる事業として、宍粟市における地域包括ケアシステムを構築するため、入院機能を担う地方包括ケア病棟の環境改善を行い、入院患者の療養面積の拡大により在宅に向けたよりよい医療の提供とともに、プライバシーの確保と設備の充実を図っている。これにより、上位の施設基準を取得し、医業収益の増収につながっている。

施設改修整備事業では、安心して安全な環境整備のため、老朽した自動火災報知警備の更新や病院改革プランにおける経常経費の削減の取り組みの一つである照明のLED化を実施し、今後年間500万円の削減効果を見込んでいる。

また外来では、小児科のプレールームを改装し、来院される方が利用しやすい環境づくりを行っている。患者のニーズに対応し、外来診療日の拡充や開業医との連携強化、救急医療の体制も整えるなど、少しずつではありますが、市民に信頼され、親しまれ、安心安全な病院へととなりつつあります。

生き続けていくために、病院は欠かせません。みんなで守っていくということも必要であります。今後、ますます市民から信頼され、親しまれる病院を目指して安定した経営のもとで、良質な医療を継続して提供するよう努めることを要望し、第99号議案は賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第90号議案を採決いたします。

第90号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第90号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第90号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第91号議案を採決します。

第91号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第91号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第91号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第92号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第93号議案の採決を行います。

第93号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第93号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第93号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第94号議案の採決を行います。

第94号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第94号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第94号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第95号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第96号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第97号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第98号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第99号議案の採決を行います。

第99号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第99号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第99号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第100号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 請願第1号

○議長（東 豊俊君） 日程第2、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本請願は、去る9月2日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 請願第1号、審査報告についてです。

令和元年9月2日に審査付託のありました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

請願第1号の審査につきましては、9月5日の当常任委員会に参考人として請願者である宍粟市教職員組合より、書記長岡田滋久氏と、紹介議員として大畑利明議

員に出席いただき、意見聴取を行いました。

慎重に審査しました結果、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本請願に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択となりました。

文教民生常任委員長。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） ただいま採択されました請願につきまして、意見書を提出したいと思います。

○議長（東 豊俊君） お諮りします。

ただいま文教民生常任委員長より、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための令和2年度政府予算に係る意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第1 発議第1号

○議長（東 豊俊君） 追加日程第1、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための令和2年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

本発議は、文教民生常任委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための令和2年度政府予算に係る意見書の提出についての趣旨説明を申し上げます。

本意見書につきましては、子どもたちの豊かな学びの実現のための教職員定数の改善とOECD諸国並みの教育環境の整備のための30人以下学級の実現、また、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるための義務教育費国庫負担額の負担割合を2分の1に復元を求めるものであり、先ほどの請願第1号において、この請願の趣旨に賛同し、全会一致で採択されましたので、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を国等関係行政庁に提出するものであります。

議員各位におかれましては、本意見書の提出に御賛同いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第3 発議第2号

○議長(東 豊俊君) 日程第3、発議第2号、新病院の整備等に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、実友 勉議員。

○議会運営委員長(実友 勉君) 発議第2号、新病院の整備等に関する調査特別委員会の設置について、御説明を申し上げます。

公立宍粟総合病院は、西播磨北部地域の二次救急及び市の地域包括ケアを担う中核病院として市民にとって必要不可欠な病院であります。本館である南館が建設から34年程度、また北館においては20年程度が経過し、それぞれ施設の老朽化が進

んでいます。

これまでも耐震改修等、必要に応じた施設の増改築や改修には対応してきておりますが、施設構造の根本的な部分では経年による劣化が否めない状況であります。

このような状況の中、市当局におかれましては、新病院の整備に向け基本構想の策定に着手されたところであり、宍粟市議会といたしましても、今後の病院に期待される役割や病院機能及び施設整備の方向性など、その望ましいあり方について、効率的かつ機動的に調査研究を行うため、委員定数6名で構成する新病院の整備等に関する調査特別委員会の設置を提案するものでございます。

なお、本特別委員会につきましては、議会閉会中も継続して事務調査をできるものとし、設置期間は事務調査の終了時までといたします。

議員各位におかれましては、新病院の整備等に関する調査特別委員会設置の趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

発議第2号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新病院の整備等に関する調査特別委員会の委員の選任に

については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

1番 津田晃伸議員、4番 西本 諭議員、9番 田中一郎議員、10番 山下由美議員、12番 大畑利明議員、13番 浅田雅昭議員、以上、6名を新病院の整備等に関する調査特別委員会委員に選任します。

次に、新病院の整備等に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

新病院の整備等に関する調査特別委員会の委員長、副委員長は委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。休憩中に委員会において互選をお願いしておきます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

新病院の整備等に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので御報告します。

新病院の整備等に関する調査特別委員会委員長に田中一郎議員、副委員長に浅田雅昭議員。

なお、お諮りします。

この委員会は閉会中の継続調査に付したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

この委員会は、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第4 所管事務等調査について

○議長（東 豊俊君） 日程第4、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表

のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第87回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

第87回宍粟市議会定例会、無事終わりました。去る9月2日に始まり、今日まで33日間にわたる長い会議でございました。今回は、追加議案を含め39件の議案が上程されましたが、議員各位の御精励により、いずれの案件も適切妥当な結論を得ることができました。市政発展のため、まことに御同慶に存じます。

特に、今回は平成30年度歳入歳出に係る決算認定の案件がございました。委員会では、田中委員長、浅田副委員長をはじめ委員の皆様のご適切な質疑、そして当局の皆さんの丁寧なる答弁がありました。そしてまた、予算決算常任委員会では、熱心なる自由討議、そして本日の本会議で十分なる討論の上、認定となりました。

これからは、過ごしやすい好季節を迎えることとなりますが、議員各位にはくれぐれも御健康に御留意をいただきまして、前にも申し上げましたが、いつのときも市民の皆さんとともに歩んでいただくことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。長期間ありがとうございました。

○市長(福元晶三君) 第87回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大変厳しい残暑が続いた9月もようやく過ぎまして、少しずつ秋の気配も感じら

れるようになりました。

9月2日に開会いたしました第87回宍粟市議会定例会は、東議長、林副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案、滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

今定例議会におきましては、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定、さらに令和元年度の一般会計補正予算、また、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定等々、39件の重要案件につきまして慎重なる御審議をいただき、議決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

また、先ほど新病院の整備に関する調査特別委員会も設置をしていただきまして、今後におきましてもいろいろ議論を行っていただけたらなど、このように思っています。情報をできるだけ共有させていただきたいと、このように思いますので、改めてよろしくお願ひ申し上げます、このように思います。

さて、今月の21日から市内の各中学校区を単位として、7会場で開催をさせていただくタウンミーティングにおきましては、懇談のテーマを「明日を担う子どもたち 変わる学校教育」として、2年後の春から本格導入を目指しております「小中一貫教育」について、御意見をいただきたいと、このように考えております。小中学生の保護者の皆さんはもちろんであります、地域で学校運営に携わっていただく多くの住民の皆さんに変わりいく教育のあり方に関心を持っていただき、将来の宍粟を担う子どもたちにとって、「よりよい教育環境とは何か」の議論を深めたいと、このように考えております。あわせて、対象を子育て世代に特化した「子育てミーティング」も来月から各町を単位に4会場で開く予定とさせていただきます。

今月からいよいよ始まりました幼児教育、保育の無償化に伴う給食費の支援策、あるいは25日に予定をしておりますが、宍粟市病児保育室愛称「そらまめ」のオープンなど、今後も地域創生総合戦略の「産み育てる」を推進してまいりたいと、このように考えております。議員の皆様には、より一層市政の運営に御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

終わりになりますが、皆様の御健勝を御祈念申し上げ、第87回宍粟市議会定例会の閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。長期間ありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 実 友 勉

宍粟市議会議員 津 田 晃 伸